

**「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を
改正する条例案要綱案」に対して提出された意見・情報とそれら
に対する滋賀県の考え方について**

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月18日(水)から令和2年1月17日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、意見・情報は寄せられませんでした。

また、同時に市町他関係機関への意見照会を行い、計7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方を、「別紙」のとおりまとめました。

なお、取りまとめにあたり、意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

| | |
|---------------|----|
| 「改正の概要」に関するもの | 3件 |
| その他 | 4件 |

3 スケジュールについて(予定)

令和2年2月10日 土木交通・警察・企業常任委員会報告

令和2年2月17日 県議会2月定例会議上程

令和2年2月20日 自転車利用推進議員連盟報告

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

| 番号 | 項目 | 意見・情報等(概要) | 意見・情報等に対する県の考え方 |
|-------|-----|---|--|
| 改正の概要 | | | |
| 1 | (3) | <p>今回の改正が、より一層の加入の促進を図ることを目的としていること、また、現条例第15条第1項において、自転車小売業者に対して、自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無の確認を義務付けていることから、事業者に対しても、加入の措置の有無の確認について、義務付けなければならないのではないかと。</p> <p>また、加入の措置の有無が確認できない場合は、現条例第15条第2項の自転車小売業者に対して、情報提供および加入の勧奨について義務付ける方が良いのではないかと。さらに、新条例15条の事業者に対しても、情報提供および加入を勧奨することについて義務付ける方が良いのではないかと。</p> | <p>自転車小売業者については、自転車の販売を目的としていることに着目し、自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無の確認および自転車損害賠償保険等に関する情報提供を義務付けているところです。事業者については、現在、業務使用の自転車に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務化しているが、今回、従業員等の通勤時の自転車利用に関する加入の確認および情報提供について関係機関等と調整し、努力義務としたところであり、原案のとおりとします。</p> |
| 2 | (4) | <p>上記と同様の理由により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校の長に対しても、加入の措置の有無の確認、情報提供および加入の勧奨することについて、義務付ける方が良いのではないかと。</p> | <p>本県における小学生から高校生までの自転車事故の全体における構成率は約35%と高く、一層の保険加入の促進が必要と考えています。</p> |
| 3 | (4) | <p>現在、既に学校において保険加入に関する啓発を行っているが、現在の体制の状態、さらに保険加入の確認までになると保険未加入の生徒や保護者への指導など、先生の負担が大幅に増え、学級運営に支障をきたすこと、また、未成年の自転車利用については保護者が保険加入しなければならないとしていることから、学校の役割としては保険についての情報提供や保険加入の啓発の努力義務としてもらいたい。</p> | <p>このため、今回保護者に保険加入を義務付けるとともに、関係機関等と調整し、加入の確認および情報提供を努力義務としたところであり、原案のとおりとします。</p> |

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

| 番号 | 項目 | 意見・情報等(概要) | 意見・情報等に対する県の考え方 |
|-----|--------|--|--|
| その他 | | | |
| 4 | 第14条関係 | 自転車損害賠償保険等について「加入しなければならない」とするならば、第3条(県の責務)においても、自転車損害賠償保険等について抜き出して「加入を促進しなければならない」等、役割を示す必要が有るのではないのでしょうか。 | 自転車損害賠償保険等への加入促進に関する県の役割については、現行条例第14条第3項に規定されているため、原案のとおりとします。 |
| 5 | 全体 | 県においても、自転車損害賠償保険等の全体的な加入状況の把握が難しい中、また、保険加入と事故件数については因果関係が無いと思われませんが、条例見直し、特に保険加入関係について、どのような基準に基づいて見直しを行うのでしょうか？ | 付則第2項に基づき検討したところ、保険加入の一層の促進を図るべきであることから、改正しようとするものであり、内容については国の標準条例や他府県の状況を踏まえるとともに、関係機関と調整し、検討したものです。 |
| 6 | 全体 | 今後、各市町において当該保険加入の促進を一層図っていくにあたり、その効果の検証をしていく必要がある。昨年度、民間の会社が自転車保険加入率調査を実施し、各都道府県単位での加入率を公表しているが、今後、県においても何か調査を実施していただきたい。その際は、市町毎に数値化し、検証できるような調査の実施を検討していただきたい。 | 御意見頂いた内容につきましては、施策推進にあたって、参考とします。 |
| 7 | 全体 | 本市としては、これまでからも職員をはじめ、幼児や児童、生徒、学生、企業、高齢者まで幅広く市民に対して周知等を行ってきたが、より一層、周知等に努める必要があることから、県においても各市町に対して、啓発用リーフレット等の作製および配布など情報提供を十分に実施していただきたい。 | 御意見頂いた内容につきましては、施策推進にあたって、参考とします。 |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の理由

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成28年滋賀県条例第1号。以下「条例」という。)付則第2項の規定に基づき、条例施行後の自転車を取り巻く状況等を勘案し、条例の施行の状況について検討したところ、自転車損害賠償保険等の加入について一層促進する必要があると認められることから、その加入の義務等に係る規定を見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととします。(第14条関係)
- (2) 自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付事業者」という。)は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととします。(第14条関係)
- (3) 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者があるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならないこととし、その確認ができないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。(第15条関係)
- (4) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒または学生があるときは、当該児童、生徒または学生に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならないこととし、その確認ができないときは、当該児童、生徒および学生ならびに当該児童および生徒の保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。(第15条関係)
- (5) 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、自らの加入している当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しなければならないこととします。(第15条関係)
- (6) この条例の施行後3年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こととします。(付則関係)
- (7) その他

- ア この条例は、令和2年10月1日から施行することとします。ただし、(3)、(4)およびイの一部は、同年4月1日から施行することとします。
- イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
 の一部を改正する条例案について(概要)

1 改正理由

- ・ 自転車損害賠償保険等(以下「保険等」という。)の加入を一層促進するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

| 対象者 | 改正前 | 改正後(条例案) |
|---------------------------|--|---|
| 自転車利用者 | ○ 保険等の加入の義務付け | ○ ①保険等の加入の義務付け 【追加】 ○ ②監護する未成年が自転車を利用する場合は、保護者に保険等の加入の義務付け |
| 自転車貸付事業者 | ○ 借受人(利用者)に対し、保険加入の有無の確認および確認できない者に対する保険等の加入に関する情報提供等の義務付け | ○ 【内容見直し】 ①借受人(利用者)が被保険者となる保険等の加入の義務付け ○ ②加入している保険内容の情報提供の義務付け |
| 事業者 | ○ 事業活動において自転車を利用させる際の保険等の加入の義務付け | ○ ①事業活動において自転車を利用させる際の保険等の加入の義務付け 【追加】 △ ②自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険等の加入の有無の確認および確認できない者に対する保険等の加入に関する情報提供 |
| 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等の長 | × | △ 【追加】 ①自転車を利用して通学する児童等に対し、保険等の加入の有無の確認および確認できない者ならびに児童および生徒の保護者に対する保険等の加入に関する情報提供 |

○:義務、△:努力義務

※ 上記の他、現行条例において、自転車小売業者には販売時に保険等の加入の有無の確認等、県には保険等の加入の促進のための情報提供等がすでに義務付けられているところ。

3 施行日

- ・ 努力義務規定に係る改正については、令和2年4月1日。
- ・ 義務規定に係る改正については、同年10月1日。(周知期間が必要)